

## Ⅱ. 地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証のあり方

虐待による子どもの死亡をなくし、子どもの心身の成長に重大な影響をもたらす虐待を防止するためには、不幸にして生じた死亡事例等についての検証を十分に行う必要がある。検証に当たっては、虐待に至った背景、当該家庭と地域・社会との関係、関係機関の対応などを詳細に把握し、未然防止あるいは深刻化防止のための課題を明らかにした上で、必要な対策を講ずる必要がある。

管内で発生した児童虐待による死亡事例や死亡に至らないまでも深刻な虐待事例などの情報を積極的に収集、検証するとともに、虐待の防止策を講じることは地方公共団体の責務であるが、検証に関して積極的な対応が図られていない地方公共団体も存在する状況である。

このことは、検証の重要性が十分認識されていないこと、検証を実施する場合の手法等が明確でないことにも要因があると考えられることから、ここでは検証を実施する場合における基本的考え方や視点について、実際に地方公共団体において実施された検証から得られた情報も踏まえて記述することとする。

### 1. 地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証方法

#### (1) 検証への関わり方の姿勢

死亡事例等の検証の実施主体及び性格としては、①市福祉事務所や市町村保健センターなどの市町村の関係機関が個別事例に関与していた場合については、当該市町村が課題を抽出し、これを踏まえた対応体制の整備を図るために必要となる一次的な検証と、②都道府県においてこれら市町村の検証結果を踏まえ、専門的・技術的観点からの支援を含めた管内市町村の体制の点検、広域的観点からの社会的養護の体制整備のために必要となる二次的な検証とがある。

また、都道府県においても児童相談所などが個別事例に関与していた場合などに一次的検証を実施することが必要となる。

これらの検証の実施過程においては、関係機関等における対応経過の確認、アセスメントの内容、援助方針等の決定方法、あるいは他の機関との意思疎通が結果的にどうであったのかなどについて、関係機関等の記録の分析や個別ヒアリングなどの過程で事実関係や経過を明らかにしていくことになる。事例検証はあくまでも今後の児童虐待防止対策を構築する上での課題を抽出することを重要な意義・目的とするものであり、関わりがあった関係機関や関係者の個別判断について責任の追及を目的とする姿勢は避けるべきであ

る。

したがって、検討会等において担当者等の個別ヒアリングを実施する場合は、ヒアリング体制や出席についての本人の意向を十分に配慮することが望ましい。

## (2) 死亡事例等の分析の視点

事例の分析に当たっては、まず、事例の経過を整理することが求められることから、各関係機関において経過記録等から事実関係の再確認をすることになるが、複数の機関が関わっていた事例の場合、他機関への情報の伝達、指示内容等の具体的内容を確認し、それぞれの機関における情報に関して重要度の認識や齟齬の有無を確認する必要がある。

事例の経過の中で援助方針などの決定事項については、判定会議の実施など組織的判断の有無、判断の具体的根拠や一時保護解除などの場合において前提とした条件及び前提条件が変化した場合における事前の対応方針の有無などを確認する必要がある。

また、援助経過のうち担当者が重要と考えていた事項や判断要素についても明確にしておくとともに、状況の変化があった事項についてはその要因などを明確にする必要がある。

さらに、事件後において判明、確認された事実関係についてもその旨がわかるよう整理しておくことが必要である。

## (3) 検証の実施方法等

### ①実施主体、実施方法等

検証の実施方法については、いくつかの方法があるが例示すると次のようなものがある。

#### 【都道府県の担当部局が検証を行う場合】

市町村及び都道府県の機関が複数関わっていた事例の検証では、それぞれの機関において整理した経過記録を基にしたヒアリングの実施により、事実関係の全体像及び要因となった事項を明確にすることとなる。

また、判断の誤り等の要因を分析する上では、援助担当者が判断に至った要因として、担当者のこうあって欲しいという思いとか、担当者と当該事例の親とがどのようなパートナーシップにあったのかとか、児童虐待や配偶者からの暴力が発生するメカニズムについて理解が不足していなかったかなど、詳細な検証を行うことが必要である。

この調査結果から得られた課題を踏まえた検証結果に基づき、今後の体制の整備を構築することとなるが、この場合に抽象的な検証結果は有効な防止対策に繋がりにくいため、できる限り具体的な検証結果を導き出せる

視点を持つことが必要である。

### 【市町村が検証を行う場合】

市町村においては、その課題や対策の内容が都道府県レベルとは異なることから、個別に検証を実施する必要がある、都道府県とその内容を共有することが必要である。一例として、虐待防止ネットワークの実務者会議又は個別ケース検討会議において、虐待事例の検証を実施することとしているところもある。

### ②専門家等の第三者による関与等

死亡事例等の分析・検証の実施及び今後の体制構築の検討に当たっては、当該事例の社会に与える影響度や課題の重要性あるいは専門的見地からの検討の必要性などを考慮し、専門家等の第三者による関与や意見の反映を図る必要がある。

この専門家等の第三者による関与や意見の反映の方法としては、ア) 審議会委員、イ) 外部委員による検討チーム、ウ) 自治体及び外部委員による合同検討チームでの検討の実施が考えられるが、客観性、専門性の観点からは、できるだけ外部委員の視点を入れることが必要である。その際、当該外部委員の守秘義務については十分留意する必要がある。

また、児童相談体制に市町村が入ることで、福祉、保健、医療、教育などの観点及び地域ネットワークや啓発といった観点から幅広い取り組みが重要になるという視点をもつことが必要である。

なお、今後の市町村の果たす児童相談の役割や関係機関間の連携の必要性を踏まえると、都道府県レベルの検討においても市町村の役割とこれへの後方支援の在り方など市町村と都道府県の関係についての視点を考慮する必要がある。

### ③検証結果の公表等

死亡事例等の概要、課題、今後の体制整備など検証結果の公表については、他市町村や関係機関等への周知などの必要性に応じて実施することが望まれる。

この場合、個人のプライバシーに配慮し、個人情報の扱いについて自治体の条例等に基づき十分留意する必要がある。

### ④検証に当たっての留意点

先に述べたように、事例検証はあくまでも今後の児童虐待防止対策を構築する上での課題を抽出することを目的とするものであることから、関わりのあった関係機関や関係者の個別判断について責任の追及は避けるべきであり、次のようなことにも留意が必要である。

- ア) 検討会等において担当者の個別ヒアリングを実施する場合は、ヒアリング体制や出席についての本人の意向への十分な配慮が必要である。
- イ) 検証結果から得られた課題は、関係組織・機関の課題として位置付けることとし、担当者個人の問題とすべきではない。
- ウ) 検証と併せて、担当者のメンタルヘルスケア、組織への総合的な援助の方向性の確認などを適切な時期に行うことが必要である。
- エ) 検証結果が、職員の処分の有無やその内容に反映することが考えられることから、担当者個人の責任問題に終始することなく、組織の体制強化につながるものにしていくよう、人事部局との十分な調整が必要である。

## 2. 国及び地方公共団体における検証結果の意義及び課題への対応

先に記述したように、児童虐待による死亡事例等の検証の目的は、当該地方公共団体の現状の体制に関する課題の抽出及びこれを踏まえた対応体制の強化を図ることである。

さらに、これらの事例から国（検証委員会）や都道府県が二次的な検証を実施し、関係者に共通する課題等について分析・公表することは、直接の当事者でなくても類似の課題への検証力を高めることになることから、類似した要因による死亡事例等の発生を未然に防止することが期待される。

また、死亡事例等は様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多いことから、現場担当者の努力だけを求めるものではなく、現場担当者を支援する組織的対応力の強化、関係機関間の連携の強化、要保護児童に対応する社会的資源の充実など多角的観点から対策を強化していく必要がある。こうした点について、国、地方公共団体、その他の関係機関が共通認識を持って対応していくためにも、事例の検証作業を有意義なものとしなければならない。

## ○おわりに

国（検証委員会）は、地方公共団体が実施した死亡事例等の検証を基にして、資料の分析や必要に応じたヒアリングを実施し、問題点や対応方策について検証してきている。

今回の検証作業の中では、例えば、一部の地域においては、一時保護所や施設の受入れ体制に余力がなく、一時保護へのためらいや措置解除の判断に影響を与えていた事例、あるいは援助に携わる機関の人事体制などが要因でその対応を左右した事例なども存在することが見受けられた。このような実情は、関係地方公共団体のヒアリングの中でも指摘された。こうした点にも留意して対策に取り組む必要がある。

また、家族の再統合や家庭の養育機能の再生・強化に向け、虐待を受けた子どものみならず、親を含めた家族への支援を的確に行うための在宅支援サービスが現状では不十分と言わざるを得ない。今後、こうした点も念頭に置き、国及び地方公共団体において対策を強化していく必要がある。

さらに、先般の児童福祉法の改正により、平成17年4月から、市町村が児童相談の第一義的な窓口となったことから、市町村においても、この検証結果を参考に児童相談体制の整備に十分活用していくことが望まれる。

## 【参 考】

### 1. 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会委員

岩城 正光	NPO法人子どもの虐待防止ネットワーク・あいち理事長
奥山 眞紀子	国立成育医療センターこころの診療部部長
○柏女 霊峰	淑徳大学社会学部社会福祉学科教授
坂本 正子	大阪府中央子ども家庭センター次長兼虐待対応課長 (～平成17年3月末 大阪府健康福祉部児童家庭室家庭支援 課課長補佐)
津崎 哲郎	花園大学社会福祉学部教授
西澤 哲	大阪大学大学院人間科学研究科助教授
野田 正人	立命館大学産業社会学部教授
◎松原 康雄	明治学院大学社会学部社会福祉学科教授

◎：委員長、○：委員長代理

### 2. 児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会開催経過

#### □「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」

- 第1回 平成16年10月28日(水)
  - ・今後の検証の進め方
  - ・調査対象事例についての総括的検証
- 第2回 平成16年12月27日(月)
  - ・調査対象事例についての総括的検証
- 第3回 平成17年 2月17日(木)
  - ・個別事例について自治体からのヒアリング
- 第4回 平成17年 4月18日(月)
  - ・報告書案についての検討

#### □「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」事例検討ワーキンググループ

- 第1回 平成16年12月16日(木)
  - ・調査対象事例についての精査
- 第2回 平成17年 3月31日(木)
  - ・報告書案についての検討